

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 3 月 5 日

公益財団法人長野県下水道公社
理事長 宮 原 茂

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

自動車のリース契約 1 台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和 8 年 6 月 25 日から 7 年間(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)

(4) 納入期限

令和 8 年 6 月 25 日

(5) 借入場所等

〒399-4101 駒ヶ根市下平 4569 駒ヶ根浄化センター内
公益財団法人長野県下水道公社駒ヶ根事務所(車両の登録地:松本)

(6) 入札方法

納入物品における 1 月当たりの賃借料について行います(詳細は、入札説明書によります。)。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項又は長野県財務規則(昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「県規則」という。)第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に参加する者に必要な資格(平成 30 年長野県告示第 588 号)の「その他の契約」の等級が A 又は B に区分されている者であること。

(3) 長野県総務部長から、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下 667 番 6 長野県土木センター 5 階
公益財団法人長野県下水道公社
電話 026-232-2373

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 3 月 13 日 (金) 午前 11 時

イ 場所 長野県長野市大字南長野字幅下 667 番地 6
長野県土木センター 1 階 101・102 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 8 年 3 月 11 日 (水) 午後 1 時まで上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、県規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は県規則第 127 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、県規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は県規則第 143 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

県規則第 129 条各号又は入札説明書の 5 に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、1 月当たりの賃借料の金額が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低の価格である申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約に準じた契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人長野県下水道公社理事長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。